

自由主義に対する制度派のアプローチ(1)⁽¹⁾

稲 葉 振 一 郎

はじめに

リベラリズムないしは自由主義にとっての根本問題は何か？ このような問いかけ自体すでにならりの程度リベラルではないものと言えるかもしれない。しかしながら本書ではリベラリズムと呼ばれた言説，そしてその周辺に密接な関連を持って蝟集した言説の総体の実証的に厳密な思想史的検討ではなく，政治経済的实践を領導ないしは規制する規範理論としてのリベラリズム（そのようなものがあるとして）の今日における有効性を探ることに主眼があるため，コンシステントで理解可能な議論を展開するためにも，少数の最も基本的と思われる問題に焦点を絞るべきであろう。もちろん思想史的批判が恣意的に設定した議論の土俵それ自体をひっくり返しうる（リベラリズムとその名で呼ばれるに値する立場が今日成立しているのかどうか？）ということの意味を軽視したくはない。しかしながらこのような思想史的批判は本稿においては，それがリベラリズムの含意を豊かにしうる限りにおいて参照されることになるだろう。これが一定の偏向を本稿の論調にもたらすことはいうまでもないが，致し方のないことである。

(1) 本稿は準備中の拙著『リベラリズムの臨界（仮題）』（紀伊国屋書店より刊行予定）のために書かれた原稿の一部である。

1

では私は何がリベラリズムにとっての根本問題であると考えているのか？ 私の考えるところでは、リベラリズムは基本的には国家について人間が抱く思想、国家に対して人間がとるある立場である。かといって即座にそれを学問分野でいうところの「政治思想」「法思想」の問題に還元するつもりはない。その前に何よりも「国家」とは何かをはっきりさせておかねばならないだろう。いわゆる「政治」「法」に「国家」が還元されるとも、またその逆であるともここではまだ断ずることはできない。

人間の生きる世界において「国家」の名で呼ばれる制度群が、その本質をどう定義するかどうかにはかかわりなく、今日厳然として存在している。そしてこの制度は一定の歴史をもって存続し、我々の生を支えかつ制約している。我々人間（というのは誰の、あるいは何のことか、はここではさておいて）はずでに国家という制度のある世界に生まれ落ち、現に国家と関わりつつ生きている。しかしまた同時に我々は、国家（そして政治、法）以外にも言語、家族、性的交流、市場、職業、企業、宗教、政党、協同組合、社会運動、技術、科学、文学、芸術、スポーツ、風俗的娯楽などの多様な制度と関わり合って生きているし、また完全に制度の外側で厳密に個人的な生をおくる瞬間もあるかもしれない。以上は端的な事実の問題である。

今日「リベラリズム」「自由主義」とその名で呼ぶに値する思想は、まず以上の事実の端的な承認から出発する。それは当然のことである。そして制度と個人としての人間を区別する、すなわち相互に外在的な別々の種類の存在と見なす。その上で、制度と個人との関係、そして様々な制度間の関係を律する基本的なルールとして、特殊なタイプの「正義 justice」を要請する。このリベラルな正義の要諦は洗練された無関心＝無差別 indifference とでも言うべきものである。このリベラルな正義のルールに従うならば、すべての制度は、それと関わる諸個人を、特段の理由なくしては差別的に処遇してはな

らない。更にまたすべての制度は、それと関わる他の諸制度を、特段の理由なくしては差別的に処遇してはならない。さらにここから当然に、すべての個人は、このようなリベラルな制度に関わる限りにおいて、その脈絡の中で関わる他の個人を、特段の理由なくしては差別的に処遇してはならない。

しかしながら注意せねばならないのは、この無関心＝無差別はあくまでも「洗練された」ものでなければならない、ということだ。すなわち、それは端的な無関心、無視であってはならない。逆にリベラルな制度は理想的には誰も、何も無視、排除してはならない。処遇される者たちの間での差別が問題とされる以前にまず、人々は処遇されねば、処遇に値するものとして承認されなければならない。制度によってこのような意味において承認されることを「尊厳 dignity」と呼ぶならば、リベラルな社会においてはすべての個人、すべての制度が何らかの意味で尊厳を有する、ということになるだろう。

とは言え現在における最も強い意味でのリベラリズム、自由主義においても、すべての制度がこうしたリベラルな正義の要請に従うべきである、と観念されるわけではない。家族、性的交流、友情といった制度の中においては、通常このような要請はむしろ積極的に棄却される。この正義のルールの適用除外は消極的なものではなく、それ自体正義と並んでリベラルなルールの根幹をなすものと観念されていることは言うまでもない。このような制度はしばしば「私事 privacy」と呼称されるが、現代における「私事」「私的 private」という語は今や、かつてはそれと対立概念であったはずの「公共性 publicness」「公的 public」が問題とされる領域（それは当然のことながら、ここで問題としているリベラルな正義のルールが支配すべき領域である）での「市民的 civil」活動をも指してしまうので、うっかり使うわけにはいかない。（我々は我々の社会を適切に認識し操縦するための語彙を十分に持っているわけではないという事実が、ここにも端的に現れている。リベラル・プロフェッションとしての社会哲学の基本的な任務のひとつは、このような語

彙の充実と整備に寄与することにある。)ここで私が挙げている、リベラルなルールを適用除外された制度とは、現代の社会科学の用語では「親密性 intimacy」の領域と呼ばれることも多いが、まったく孤独の中での内面への沈潜(それはむしろいっさいの制度の外側での生と呼ぶべきなのかもしれない)がそこから排除されてしまいかねないので、私としては不承不承ながらこうした諸制度に対してまったく暫定的に「非公式 informal」という形容を与えておきたい。これの対立概念は「公式 formal, official」になるだろう。組織論の文脈では「非公式」という形容は「公式組織」というリベラルな制度に寄生した形で生じる「親密性」の領域に対して与えられるものであるが、ここでの私の使い方ではむしろ、そのように消極的な意味においてではなく、積極的に「非公式」の制度として家族、性的交流、友情(そして見方によっては個人の内面)といった制度を位置づけたいのである。(反射的に、あらゆる公式化された制度はまたリベラルな制度でもある、と考えることにしよう。ただし、逆もまた真であるとは限らない。)

何故このように積極的に非公式の制度がリベラルな正義の適用除外を受けるのか、を考えてみよう。こうした制度の中では、先述の洗練された無関心＝無差別がほとんど意味を持たないどころか、逆に破壊的な効果をもたらすことは言うまでもない。このような制度の中では、互いに関わり合う諸個人は互いの存在の固有性に無関心ではいられない。と言うより、このような積極的に非公式な制度の中では、第一義的に重要なのはそこで関わり合うそれぞれの個人の存在の固有性、かけがえのなさ、代替不可能性である。リベラルな制度にとっては個人の処遇における差別は特段の理由なくして正当化されない。しかしこれらの制度の中ではこの「特段の理由」こそが制度とそこに関わる個人を動かす根幹である。

そこでの関係性の様態を示す日常語として最も包括的であるのはおそらく「愛 love」である。それらの制度の中で個人は他の個人を「愛する」ことによって互いにつながり合う。(その反転としての「憎悪 hate」の問題につい

てはここでは保留する。)しかしこの「愛」だけでは、個人の自己に対する関係を形容する言葉としては不足である。この側面についてはむしろ「尊厳」「アイデンティティ identity」といった言葉が「愛」の代わりに適切であろう。

ここでいうリベラルなルールの適用除外の根拠としての「尊厳」と、先述の意味でのリベラルなルールの適用対象であることの前提としての「尊厳」とは、果たして同じものなのであろうか？ とりあえずここでは、それは一つの事態の二つの側面を言い表しているということだけを指摘しておこう。この点についての解明は、後の「内側」と「外側」の区別の問題の検討を経て初めて可能となる。

リベラリズムのルールは先に述べた狭い意味での正義、ジョン・ロールズの言い方を借りれば「公正としての正義 justice as fairness」にとどまらず、「愛」と「尊厳」の領域に対する「公正としての正義」の適用除外という形でその保護をも含んでいる。これらの積極的な意味で非公式の制度の中には、「公正としての正義」のルールは直接には適用されない。しかし公式のリベラルな制度は、これら積極的に非公式の制度に外接する、つまりそれと外在的に関わり合う限りにおいては（ただし「外在的」とは正確にはいかなることを意味するのか、実はまだここでは十分には明らかではない。この問題については後述する。）、他者としてのこうした非公式な諸制度を特段の理由なくしては差別的に扱ってはならない。（この命題中の「公式の制度」と「非公式の制度」の位置が逆転した命題もまた真であるかどうかは、ひとまず保留する。）現代のリベラルな社会では、むしろ日常語としての「正義」は直観的にはこの「愛」と「尊厳」に対する「公正としての正義」の適用除外を通じての保護をも含むものとして観念されていると考えるべきであろう。これを以後、広義の正義と呼ぶことにしよう。

このような積極的に非公式の諸制度の中でも特権的な位置を持つのは個人の「尊厳」の制度、「人格 person」である。というよりむしろ、しばしばあら

ゆる他の諸制度をこの「人格」からの派生的構成物と見なす立場も明確に成立している。むしろリベラリズムの思想史においてはこちらの方が本流である。この「方法論的個人主義 methodological individualism」の立場からすれば、まず本源的な制度としての「人格」が個人を基体として成立し（それどころかしばしば個人と「人格」の区別はなされない）、続いてそこから様々な他の諸制度が派生する、と考えることになる。（「法人 corporate person」概念のことを想起されたい。）なぜそのような立場が成立するのかについては、明確な発生史的根拠があることは言うまでもないが、ここでは立ち入らない。当面の文脈では「人格」の特権的な地位についてニクラス・ルーマンが行っているような機能主義的説明を与えておけば十分だろう。すなわち、現代の多様な制度が機能的に分化した社会においては、同一の個人が同時並行して様々な制度と関わり合い、それぞれの制度から異なった処遇を受ける。（この様態は社会学的な役割概念によって記述される。）しかしながら言うまでもなく、一人ひとりの個人は同時に、ひとつの物理的身体、ひとつの心理的心しか持たない存在である。ここから、同時にいくつもの役割を様々な制度との関係において担うことの負荷、ストレスが個人の上に帰結する。このような負荷、ストレスを軽減するために、身体的、心理的個人を保護する「人格」という制度を特権化する戦略が有意味となるのである。⁽²⁾この戦略はまた、積極的に非公式の制度全般にも適用可能であろう。このように考えるならば、制度と個人の間にも特殊な種類の制度間関係と見なすことが可能になり、見通しはよくなるようにみえる。しかし本当にそうだろうか？

何よりも私の議論の出発点は、制度と個人とを互いに異なるカテゴリーに属する存在者として区別することにあった。この立場を一貫させるためには、制度ならぬ「個人」とそのための特権的な制度である「人格」とを明確

(2) ニクラス・ルーマン『制度としての基本権』今井弘道、大野達司訳、木鐸社、1989年、を参照。

に区別しなければならない。制度と人格との関係は特殊な制度間関係として処理できるが、制度と個人、人格と個人との関係はそうはいかない。すべての制度は人格という経路を通じてのみ個人と関係できる、という仮説を置けば多少見通しがよくなるかもしれないが、後述するとおりこの仮説の説得力は低い。

この困難を回避するために、制度と個人の間のインターフェースをつとめるものとして、社会学ではおなじみの「役割」という概念を導入しよう。あらゆる制度は個人をその制度なりの「役割」を担うものとして処遇する、と規定する。とすると狭義のリベラルな正義のルールはまさに、個人を役割の担い手として処遇する際に、特段の理由なくして差別的な取り扱いを行ってはならない、と読み替えることができる。役割それ自体は制度ではなく、ひとつの制度はそれ自体の内に複数の役割に関するルールを備えることができる。こう考えるならばこれまで「特段の理由なしに」と無前提に述べてきたことの内実をいまい少し詰めることができるだろう。すなわち、リベラルな制度は役割を担う以前の諸個人の処遇の間に差別を設けることも、また同じ役割を担う諸個人の処遇の間に差別を設けることもできない。ここで「役割を担う以前の個人の処遇」とは具体的には、ある個人にある役割を担わせるかどうか、の決定である。そして制度が個人を差別的に処遇してよい「特段の理由」の少なくともそのひとつは、すでに別々の役割を担ってしまった個人を、その役割に応じて別々に処遇することである。この差別のルールはアリストテレスの「配分的正義」におおむね対応している。

この立場から「人格」について付言しておこう。例えばすべての個人を等しくトータルな「人格」という役割において取り扱おうとするリベラルな（しかし非公式の）制度として、現代的な「道徳」を考えてみることができる。あるいは「愛」や「友情」も「人格」を基礎に置いたリベラルではない制度ではないかと考えてみることも興味深い。しかし「人格」の問題は「道徳」に還元し尽くされるものとは言えないし、「人格」とは関係のない「愛」

もまた可能である（むしろその方が重要かもしれない）以上、「人格」をそれ自体固有の独立した制度と見なす戦略を一応確保しておきたい。要は個人という存在とその人格とを互いに区別しておくことである。

2

ここまで準備してようやく、制度間関係の記述枠組みを提示することができる。論点を先取りすれば、制度間関係は具体的には、異なる制度から異なる役割を割り振られた個人間の関係、そして同一個人における異なる制度から割り振られた異なる役割の間の関係として展開する。後者は社会学、社会心理学、組織論で問題とされる「役割コンフリクト」と関わり、また先にルーマンを参照しつつ触れたように「人格」の機能とも関わる。このような形で制度間関係について語らねばならない理由は、制度の「内側」と「外側」を無前提に論じるわけにはいかないからである。

互いに異なる制度同士を区別することに特別な困難はない。しかしだからといって、これらの異なる諸制度は互いに互いの外にある、などとうっかり言い切ってしまうわけにはいかない。そもそもそれぞれの制度の内側と外側とを区切る境界線はどこにあるのか？ 「方法論的個人主義」の立場を採るならば、制度の内側と外側を、その制度に属する個人の集合とそうでない個人の集合とに分けるという形で、境界線の問題を回避しつつこの問題に簡明な処理を行うことができそうに見えるが、実はそう簡単ではない。この困難は「役割コンフリクト」について考察してみれば明らかだろう。「公式組織」と「非公式組織」をそれぞれ別々の存在と見なすときにも同じ困難が生じる。あるいはもっと端的には組織論において、顧客までも組織のメンバーに数えてしまう立場が引き起こした混乱を想起すればよい。顧客の地位は恒常的に組織とつきあう、その限りで組織によって割り振られた一定の役割である。しかしだからといって、顧客を組織のメンバーに入れてしまうこと

は、我々の日常的な直観と相容れるものではなからう。⁽³⁾

先に定義したような意味における役割は、たしかに制度とその外側の個人との間のインターフェースであるが、「境界線」ではない。と言うより、ここでいう「外側」とは「別の」と言い換えても構わないような意味しか持たず、従って境界線問題に対する答を何ら提供してくれないことは言うまでもない。厳密を期すなら、ここでの「外側」という用語法自体棄却されねばならない。「内」と「外」の二分法は「同」と「他」の二分法にそのまま重ねてしまえるものではない。制度一般が内側も外側も持つとは直ちには言えないのだ。

例えば「言語」という制度の外側について考えてみよう。世界には言語的に表現されない、あるいはできない物事がたくさん存在している、と仮に考えてみたところで、それらは言語の外側に存在しているのであろうか？ そして反対に、言語によって表現される、あるいはできる物事は言語の内側にあるのか？ そうではあるまい。言語によって表現可能かどうか、という差異が世界の中の物事を二つのカテゴリーに分けるとは考えてもよいだろう。この区別がなされるということ、言語によって世界の中の物事の間境界線が引かれる、と形容しても構わないかもしれない。となれば、言語活動それ自体は言語的に表現される、あるいはできるものと、されない、あるいはできないものとの間の境界線ということになってしまう。しかしこれを認めたとしても、言語と言語ならざるものとの間の境界線が何か、はいっこうに明らかにならないのだ。無理を通せば、言語それ自体か、あるいは言語ならざるもの総体が、言語と言語ならざるものとの境界線である、というおかしなことになってしまう。

結局のところ、言語によって表現されない、あるいはできないものと同様、言語によって表現される、あるいはできるものもまた、言語とは別の存

(3) 長岡克行『企業と組織』千倉書房、1984年、などを参照。

在である。私の立場からすれば結局、制度と個人との関係もまたこうした「言葉と物」の関係と同種のものである。

それではどのような場合に我々は比較的安全に制度の「内側」「外側」について語ることができるのだろうか？ それは境界線についてのルールを含んだ制度、「組織」や「共同体」においてである。そこでは境界線はどのようにして設定されているのであろうか？ 組織と共同体にとって重要なのは、どの個人をメンバーとするのかしないのか、である。組織や共同体はすべての個人をメンバーとそうでない者に分ける。つまりメンバーという役割で処遇するか、非メンバーという役割で処遇するか、である。組織や共同体の境界線はここで引かれる。すなわちメンバーは「内側」、非メンバーは「外側」である。制度としての組織や共同体はメンバー以外の個人とも関係を持つのだが、そうした個人は「外側」に属すると見なされるのだ。この理解によって我々は先の顧客にまつわる困難をクリアすることができる。組織や共同体の境界線の実体は、個人をメンバーと非メンバーとに区別するルールである。

我々の常識的な理解とここでの私の用語法とをすり合わせ、より厳密な規定を行うならば、組織や共同体は、メンバーシップに関わるルールを持つ制度と、その制度によって指名されたメンバーからなる複合体ということになる。「内側」と「外側」を持つのはこうした制度とメンバーの複合体であって、制度そのものには「内側」も「外側」もない。こう理解すれば見通しはきわめてよくなる。

さていよいよ制度間関係の問題に正面から取り組むこととしよう。制度と個人の関係は先述の通り役割の概念によって記述することができ、そこにおけるリベラルなルールの定式化も容易であった。問題は制度が他の制度を処遇するにあたってのリベラルなルールの定式化である。しかしそもそもどのような場合に「制度が他の制度を処遇する」という形容が与えうるのだろうか？ ここで先に無前提に提示した「組織」や「共同体」、さらに「法人」の概念を詰め直しておくことが有効となる。制度が一定に役割を与えて処遇せ

ねばならないのは個人だけではない。制度とそのメンバーの複合体である組織や共同体もまたそうである。こうした制度—メンバー複合体はなぜそのような扱いを受けるのか？ それはこのような複合体が、広い意味での「法人」、すなわち個人と同様に行為の主体と見なされるからである。私の定義したような意味での制度は無人称的なルールの体系であり、それ自体では行為の主体とは見なしえない。「制度が個人を処遇する」と記述される場合にも、制度という主体が個人を「処遇する」という行為を行っているわけではない。行為論的にみるならば、ここでは個人が制度のルールに則って行為しているのである。「制度が行為している」と記述しうるのも、このように制度的役割を担った個人がその役割を遂行している、という事態をいわば比喩的に語りうる場合に他ならない。

しかしこのような記述が比喩の域を超えて問題なく適用されうるのは、制度的役割を担った個人が、ではなく、あくまでも制度が行為の主体であると見なしてよいケースにおいてである。つまり問題の制度的脈絡においてなされた行為について、その行為をなした特定の個人にではなく、制度そのものに行為の意図や責任を帰属させうる場合においてである。しかしそのような制度は「内側」と「外側」を備えていなければならない。その理由のひとつとして、制度的脈絡は哲学的行為論で指摘される、行為の引き起こす因果連鎖の拡大による「アコーディオン効果」によって際限なく拡張されうる、ということが挙げられる。典型的には、「行為の意図せざる、そして予想しえない結果」、更には組織論における顧客の問題を考えてみればよい。「意図」や「責任」の概念はこの「アコーディオン効果」問題の解決に大きな効力を発揮するが、そもそも意図や責任は行為の主体が「限定された合理性 bounded rationality」しか持たないがゆえに意味を持つのである。「限定された合理性」を持つ典型的な主体としての個人を保護する「人格」という制度が「内側」（特定の個人）と「外側」（それ以外のすべての個人）を持つことは明白である。そしてこの「限定された合理性」問題は主体が個人であることそれ

自体からではなく、むしろ「内側」と「外側」を持つことから生じるのではないか。

現代の心の哲学においては主体、行為者 agent は志向性 intentionalityを備えたシステムと理解されるが、そこでキーワードとなるのは通常「意図 intention」よりもむしろ「信念 belief」「欲求 desire」である。これらは「命題的態度 propositional attitude」と呼ばれる心的状態として取り扱われるが、これらと区別して「意図」という独立した心的状態を認めることが必要となるのかどうか、これは前二者に還元可能なのではないか、が問題となる。

マイケル・ブラットマンは意図を未来志向的な計画と見なし、欲求にも信念にもその複合体にも還元できない独立した契機を構成するとした。その際鍵となるのは、人間という行為者が限定された合理性しか持たない存在であるということである。行為を領導する契機として単に欲求のみが問題となるならば、ひとつの欲求であっても様々な手段で満たされうるがゆえに、限定された合理性の問題は欲求という視角からは十分には理解できない。これに対して意図は、ある欲求を満たすために利用可能な資源の範囲を限定する機能を果たす。また「行為の意図せざる結果」の問題に対しても意図は独特の機能を果たす。行為の意図せざる、そして予期せざる結果に関しては、通常、行為者はその責任を問われない。これは当然に限定された合理性と関わってくるポイントであるが、意図の機能はここにはとどまらない。問題は行為の意図せざる、しかし予期しえた結果である。この場合は行為者はしばしば責任を帰属させられる、すなわち、その結果へのコミットメントを認められる。しかしその予期しえた結果から更に将来において帰結しうることに ついてまでは、行為者はコミットしていない。だが行為の結果が意図されていた場合には事情は異なる。未来志向的計画の構成要素としての意図は、限界こそあれ計画の範囲内においてはとりあえずのミクロな意図的行為の結果から更に将来において帰結しうることに ついてまでもコミットしている。以

上まとめるならば、欲求に対して意図は制約として消極的に作用し、また単なる予期は未来についての信念と考えられるから、信念と対比して積極的に行為を領導すると考えることができる。⁽⁴⁾

ところで欲求、信念は仮に行為者の限定された合理性とは無関係だとしても、それが「内側」と「外側」を持つこととは無関係なのだろうか？ 欲求と信念は持つが意図は持たないものとして構成された行為者のモデルとして典型的なのは、不確実性と情報を本格的に主題化する以前のミクロ経済学の「合理的経済人 rational economic man」である。この主体はたしかに内側も外側も持たないが、位置を持つ点である。すなわち、自己と他を区別する同一性を明確に保持している。欲求と信念はこのような局在性 locality に関係のある何かであるのではないだろうか。

「合理的経済人」をモデルとして考えてみることにしよう。主体の自己保持を命ずるのが欲求、自己ではないものについての情報の保持を信念、と見なす。このような主体はただ単に入ってくる情報を信念として保持し、定められた効用関数によってこの信念はストレートに欲求を充足するための行動を惹起させる。これに対して意図を有する行為者は、有意味な情報を暫定的に弁別し、かつ特定の行為連鎖へと欲求をキャナライズする。ここで有意味な情報を暫定的に選抜してしまうがゆえに「合理的経済人」の「完全合理性 perfect rationality」に対してこのような行為者は「限定された合理性」しか持たないと言われるのだが、実際には「合理的経済人」に対して「合理性」を云々することはほとんど意味を持たないのだ。「合理的経済人」には知っていることと知らないこと、できることとできないことの区別はない。単に入ってきた情報を無吟味に受容し、ストレートに行動につなげるだけである。「限定された合理性」を有する主体は自分の知らないこと、自分にはでき

(4) マイケル・E・ブラットマン『意図と行為』門脇俊介、高橋久一郎訳、産業図書、1994年。

ないことのあることを知っている。その上で知っている範囲の情報を動員し、できることを行うべく意図する。具体的な主体の合理性は常に限定された合理性である。そしてこの「限定された合理性」が行為者に「内側」と「外側」を帰属させるのである。

さて制度の話にもどろう。局在性は通常は制度の備えうる性質ではなく、むしろものの性質である。個人もまたものの一種であるがゆえに、局在する。「内側」と「外側」を持つものに対比されるものはしかし、ただ局在するだけの点的存在者だけではない。と言うより、すでに明らかであろうが、「内側」と「外側」を備えたものは当然に局在するものである。局在しないものには「内側」も「外側」もない。だから「内側」と「外側」を備えた者に対しては、特定の場所を待たず際限なく拡がりうるものこそがよりいっそう根底的な意味で対立している。少なからぬ制度はこうした性質を備えている。先述の通り言語、また道徳や法といった制度がこのようなものであることはいうまでもない。こうした制度について「合理性」を云々することができるだろうか？ もちろん可能である。こうした制度を構成する複数のルール間の整合性や一貫性を制度の「合理性」と呼ぶことには十分に意味がある。しかしここでも「限定された合理性」は意味を持たない。こうした制度の合理性に限界はない。なぜならそれは局在していないからだ。もちろん現実の市場は常に不完全であり、現実の法はしばしば矛盾を含む。しかし行為者の場合とは異なり、市場や法などの局在しない制度については「完全性」を問題にすることには十分な意味がある。完全に合理的な市場、完全に合理的な法という理想は現実の市場や法を導く理念となる。しかし行為者のレベルでは、「完全合理性」を語ることにはほとんど意味がないのだ。

まとめよう。行為の主体と見なされうるものは、欲求、信念、意図、責任などをそこに帰属させうるものであり、それは局在し、「内側」と「外側」を備え、限定された合理性を保持する。それは具体的には個人と、制度—メンバー複合体である。制度それ自体は、必ずしも局在せず、従って内側も外側

も持たない。それゆえ制度それ自体は主体とは見なしえない。⁽⁵⁾

3

さて以後は記述の簡略化のために、「内側」と「外側」を、つまりは「境界線」備えた制度—メンバー複合体を「制度体」と呼ぶことにしよう。これはその「外側」から見れば局在し、すでに分割され、かつそれ以上分割し得ないものとしての「個体」である。このような意味での個体だけが、行為の主体であり、制度によって処遇されるものであり、そしてリベラルな社会においては先述の第一の意味での尊厳を承認される。ここで人格を有する個人は、いわば極小の制度体、個体である。⁽⁶⁾かくして制度が一定の役割を与えて処遇するもの、制度的な役割を担う行為の主体は、個人と制度体の二つのカテゴリーからなることになるが、同時にまた両者は個体というひとつのカテゴリーにくくられることにもなる。そしてリベラルな制度のルールのコアは、それが処遇する諸個人・諸制度体の間では特段の理由なくしては差別を設けてはならない、ということになる。

さて制度体は内側と外側を持ち、それゆえに内側と外側に対して異なる下位ルールを適用することができる。そこで問題となるのが、狭義のリベラルな正義のルールは、制度体の内側におけるリベラルでないルールの存在を許容できるか、である。ここで二つの極限ケースを考えることができる。一方の極においては、「公正としての正義」は人格を有する個人や非公式制度体

(5) 責任についてはハンナ・アーレント『人間の条件』志水速夫訳、ちくま学芸文庫、1994年。

(6) この用語は盛山和夫『制度論の構図』創文社、1995年より借用した。盛山もまた、制度体の特徴を内側と外側を区切る境界線を持つことに求めている。ただし盛山の場合は制度体はあくまでも制度の一種であり、私の場合のように制度と区別されてはいない。

(典型的には家族)の内側に対してと同様、公式制度体の内側に対しては適用されない、というケースが考えられる。他方の極においては、すべての公式制度体の内側には「公正としての正義」のルールによる制約が課されるが、非公式制度体の内側に対しては適用除外される、というものが考えられよう。(これは例えば家族もまた公式的側面を有するがゆえかもしれないが。)また後者の極よりも更に徹底したケースとして、「公正としての正義」が適用除外されるのは「人格」の内側に対してだけであり、非公式制度体の中にまでリベラルなルールが適用される、というケースがある。現実には成立している様々なリベラルな社会のルール体系は、この両極が作り出すスペクトルのどこかに位置している。

では制度体に対する「公正としての正義」のルールの適用除外がある程度であれ正当化されるとしたら、それはなぜか、を少し考えてみることにしよう。まず考えられるのは、人格を有する個人に対してと同様に、先述の第二の意味での「尊厳」の問題である。また(大体の場合において)尊厳の必要条件である生存、自己保存の問題も考慮に入れねばならないだろう。制度の存続の要件は、必ずしもルールの同一性が保持されつづけることではない。制度は複数のルールの体系と見なすことができるが、時間を通じて既存のルールの修正や新たなルールの付加がなされることは言うまでもない。問題はそうして変容しつづける制度のルールを受容し、それに従う個人や制度体がある程度の数存在しつづけること、である。しかし制度体の存続にはいまま少し厳しい要件が必要となる。制度体は個人や他の制度体をメンバーとして確保しつづけねばならないことは言うまでもないが、のみならずそこに時間的な切れ目、断絶があってはならないのだ。個人の物理的身体の存続の間は人格を有する個人という制度体もまた存続していると見なされるのと同様に、制度体一般もまた、一定数以上の個人か他の組織体がメンバーとしてその内側にありつづけることなくしては、存続していると見なされない。この制度体におけるメンバーの時間的な持続の確保の要請は、外側の社会のリベ

ラルなルールの正常な運行それ自体にとって、またメンバーとなる個人や他の制度体の尊厳にとって重大な脅威とならない限りは、「公正としての正義」のルールに抵触しても許容されてよいだろう。

ここで尊厳の問題について付言しておこう。先の考察における「尊厳」の二つの概念は、行為の主体としての人格的個人や制度体（広義の法人）が「内側」と「外側」によって自己を定義しているという事態を、二つの側面から記述したときに成立する。すなわち、主体をその「外側」からみたときにそのアイデンティティを承認することが、第一の意味での尊厳を生じさせ、また主体をその「内側」においてアイデンティティを保持したものとしてみるとき、そこに第二の意味での尊厳が生じる。しかしながらこのように記述的には二通りに捉えることが可能な尊厳の成立は、出来事としてみたときにはあくまでも一つの事態である。

ところで、制度体について以上のように考えれば、現代のリベラルな社会において、企業が雇用における差別を禁止される一方で、内部の従業員組織（企業のメンバーは大まかに言って出資者と従業員からなるが、現代の大規模な法人企業においては出資者は多数の株主からなり、通常は組織と呼べるほどの結合を形成しないことは言うまでもない。）におけるヒエラルキー的な構成は許容されるのか、を理解することができよう。ただし現代の組織において、内部組織のルールがリベラルな契機をまったく欠いていることは普通は容認されない。この理由としては、企業などの、そのメンバーが日々の生活時間の多くをそこで送り、生涯的にも無視できない長い期間に渡ってそこに所属しつづけるような組織においては、組織内に単なる役割の域を超えた疑似人格をメンバーの上に生じるということが挙げられる。より具体的にいうと、企業に雇用された従業員は普通一定の職務という内部役割を担うが、いわゆる正規従業員は雇用され、組織に所属する全期間に渡ってひとつの職務しか経験しないわけではない。むしろ複数の職務を経験し、それを通じて組織の全体へのより大きなコミットを獲得していく（これは通常「昇

進」と呼ばれる現象である。) これは組織論や企業の日常的語彙では(組織内)「キャリア」と呼ばれる。この企業における「キャリア」の概念は「人格」のそれにきわめて近い。しかもそれは単に非公式のものにはとどまらない。例えば日本の大企業の人事管理における資格制度は、このキャリアをそれ自体として評価する制度であり、そこにおいては「人格」の語も評価の語彙として用いられる。⁽⁷⁾ 企業の中の正義のすべてがしばしばパターンリスティックな「配分的正義」であるわけではない。

(以下次号)

An Institutional Approach to Liberalism (1)

Shin-ichiro Inaba

The aim of this paper is to present a new way of theorizing liberalist political / social doctrines. Formerly, most supporters of liberalism have constructed their political / social theories on the base of “methodological individualism”. But here I try to found a descriptive / normative theory of liberal societies on the ground of a sort of “wholism”.

A main idea of this paper is to conceptualize “personhood” as one type of institutions. I define “institution” as a expected pattern of actions, or a system of rules of conducts, and see “person” as the special type of institution, the institution enacted by one physical humane individual. And I make a theoretical model of liberal society as a band of different types of institutions. In this model, “person” is not a sort of “social atom”, but have a very specific functioning.

(7) 石田光男『賃金の社会科学』中央経済社, 1990年, 他を参照。ただし石田のようにこの日本企業における「人格」の尊重を手放して評価してよいわけではもちろんない。